

議長／おはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 74 号議案から第 85 号議案までの 12 議案及び報告第 17 号並びに議員から提出されました請願第 1 号を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第 1. 第 58 号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

第 58 号議案に対する質疑はございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／このキャンセル料の 1,140 万 8,000 円。

このキャンセル料、全て小中学校の学年の対象のキャンセル料ですか。

先週、たまたまですけど武雄小学校 1 年から 3 年生の大型バスにちょうど遭遇しましたので、その内容について各学年ごと、どういう状況なのか計画を立てて実施したところと、計画を立てたけどキャンセルせざるを得ないと、それと見通しも含めてですけど、内容について御報告をお願いします。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／おはようございます。

武雄市立学校修学旅行キャンセル料補助金、1140 万 8000 円でございます。

この内容につきましては、コロナ禍において小中学校の修学旅行が中止になった場合の保護者負担となるキャンセル料を全額助成するものです。

状況についてですけれども、まず、修学旅行の実施については各学校で判断をしております。キャンセル料が発生する段階、修学旅行が可能かを判断する段階で保護者に感染防止対策などの学校の対応について十分に説明を行い、参加のための同意書も取って、保護者の意見も聞きながら進めてまいりました。

既にキャンセル料が発生している学校についてですけれども、武雄北中学校が当初沖縄を計画しておりましたが、こちらが感染状況を鑑みまして、県内観光、それから市内泊へ変更しました。

北方中学校につきましても、当初京都方面を計画しておりましたが、南九州へと変更しております。

修学旅行が実施できるように、行き先については先ほども申しましたが、十分に検討をしております。

行き先についても変更したところもございますけども、中学校については九州内、それから

県内に変更している学校もございます。

以上でございます。

議長／ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／今、2つの、北方中学校。

あとの中学校3校の場合は含まれなくて、実施をされたと。

この1,140万8,000円の内訳はどうなっているんですかね。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／1,140万8,000円の内訳ですけれども、全ての学校の旅行経費で、キャンセル料が発生するのが大体3週間ぐらい前から発生してまいりますけれども、旅行経費の大体40%から50%ということで試算をしております。

議長／質疑ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／だから1,140万8,000円の内訳を伺っているんですよ。

だから、あと3校、山内、武雄、川登中学校、3つありますよね。

そういうのも含まれているのか、それとも該当しないのか。

1,140万8,000円の内訳です。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／内訳でございますけれども、武雄中学校の場合は南九州を計画しておりますので、この旅行に要する経費の40%ということで307万2,000円を計上しております。それから、川登中学校につきましては、もう既に南九州のほうへ、修学旅行が終わりましたけれども、こちらについての計算が61万2,966円、そして、山内中学校につきましても、こちらにつきましても49万1,000円、それぞれの中学校、そしてそれぞれの市内の小学校についても前日キャンセル料が発生した場合ということで試算をしております、合計で1,140万8,000円という金額でございます。

牟田議員／1点お伺いしますけれども、キャンセル料はどこにいくんですかね。

例えば武雄も今月に入ってからもう十数件武雄の旅館さんはキャンセルが来ています、武雄の旅館に来る予定だった。

それは、旅館さんにはお金が来ないんですよ。

今、3週間前に40%という言葉が使われましたけれども、今コロナで、例えば1週間前からその学校でコロナが出たらキャンセル料とか何とか免除とか、3日前やったかな、ちょっと忘れちゃったけれども、そういうのが出てきているんですけれども、それに関してはいかがでしょう。

例えばキャンセル料が相手の旅館とかにちゃんと入れれば問題ないと思います。

例えば武雄の旅館さんは入ってこないと、キャンセルが来ただけで。

あまりにも不公平じゃないかと思うので、その辺の調査はどうなっているのかお伺いします。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／キャンセル料は、各学校、校長を通じて旅行代理店に支払われるようになります。

宿泊施設やバス会社にどの程度旅行代理店を通じて支払われるかということに関しましては、旅行代理店とそれぞれの宿泊施設やバス会社との契約がどのように設定されているかということによりますので、その金額が幾ら払われるのかというところまで詳細は、すみません、分かりません。

旅行代理店でも様々であると認識をしております。

議長／12番 池田議員

池田議員／まず、これが保護者の負担を軽減するためのものなのか、それとも学校の修学旅行という授業にこのキャンセル料の事業が充てられているのかがまず一点。

キャンセル料補助金ということですが、もし修学旅行が実施された場合、予定どおり、そのときに、例えばコロナ対策でバスを増やしたりとか何とかそういう対策をした場合に、経費がかさむ、ふくらむ場合があると思うんですよ、修学旅行のお金が。

それはキャンセルじゃなくて実施をするだけけれども、ふくらんだ場合、それにも充てることを考えられているのか、その2点。

議長／牟田こども教育部長

牟田こども教育部長／修学旅行のキャンセル料の目的ですけれども、一つは修学旅行、このコロナ禍において、ぎりぎりまで実施すべきかどうかというところで、各学校の判断というのがぎりぎりまで待たなければならないという状態ではございますけれども、今回の助成が学習補償が目的でありますので、キャンセル料を気にせず修学旅行を実施できるように、安心・安全に実施できるようにするものであるというのが一つと、そして、児童生徒、それから保護者の心理的、軽減をするというのも目的でございます。

それから、感染症対策でバスの増便に充てる経費ということでございますけれども、あくまでもこれは修学旅行を中止した場合に発生するキャンセル料が対象となっておりますので、実施をした場合、増便に充てる経費ということでは考えておりません。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論ございませんね。

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 58 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 2. 第 59 号議案 武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 59 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑なしと認めます。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 3. 第 60 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 60 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑ございませんね。

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 4. 第 61 号議案 武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 61 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第 5. 第 62 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 62 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6.第63号議案 令和元年度武雄市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び日程第7.第64号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを一括議題といたします。

第63号議案及び第64号議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第63号議案及び第64号議案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8.第65号議案 令和2年度武雄市一般会計補正予算第12回を議題といたします。

第65号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

20番 江原議員

江原議員／8ページ、9ページ、10ページ、4点お伺いします。

農業費の22節1,800万7,000円。

この返還金、どうして起こったか。

2点目、商工費18、負担金補助200万の商店街魅力づくり補助金はどのような事業に充てられるのか。

3つ目に、土木橋梁、14節の工事請負費、新幹線工事に伴う市道付替工事の、どのような実態なのかお示してください。

4点目、10ページの都市計画の住人委託料731万5,000円、どのような現象なのか御回答をお願いします。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／おはようございます。

まず、8ページの償還金利子及び割引料返還金の一番下の行の1,800万7,000円分でございますが、これにつきましては、昨年8月豪雨により被災した施設、ハウスとか農業倉庫あるいは農業用機械、コンバインとか田植え機とか、そういった冠水で被災を受けた分の復旧に

係る補助を行った事業でございます。

既に交付済額が出ておりますけども、それと実績額の差額が生じた分で、国・県へ返還するものでございます。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／商工費、商店街魅力づくり促進事業補助金 200 万円の方でございます。

これにつきましては、佐賀県地域商業活性化支援事業ということで、県と合同の補助金でございます。

空き店舗を活用されて新規出店者等の誘致を行う事業でございます、建物等を改装する場合、その上限 50 万円を限度といたしまして 2 分の 1 の改装費の補助をするものでございます。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／おはようございます。

1 点目ですけど、一般道路整備事業、新幹線工事に伴う市道付替工事の内容ということで 8 款 2 項 4 目ですけど、14 節工事請負費として、受託路線の追加による 3,550 万の工事請負費を計上しております。

これにつきましては、市道渕の尾内田線になりますけど、永野残土処分場へ現在残土処分を持ち込んで利用しておりましたけど、現在の市道の舗装が非常に痛んでいるということで、舗装復旧費について予算を計上しているところでございます。

それと、8 款 4 項 1 目都市計画総務費の大規模盛土造成変動予測調査費ですが、これにつきましては、過去の阪神淡路大震災や中越地震を経験し、谷や沢を埋め、宅地造成地や傾斜地盤等に腹付けした造成地が盛土全体の地滑りの変動を起こした経過があるということで、それを受けまして国交省から令和 4 年度までに第 2 次スクリーニング計画の作成方針づけが示され、昨年第一段階として、県において地形図を基に第 1 次スクリーニング調査を行っており、大規模盛土造成マップを公表されております。

その結果、武雄においても 23 か所が判明し、第二段階として 1 次調査の詳細調査を行い、詳細内容把握や工事の必要性等を確認する内容となっております。

議長／20 番 江原議員

江原議員／最初の、昨年の 8 月豪雨での農業機械等の補助ということですが、農業機械を、各種あろうかと思いますが、どのぐらいの被害が補助対象になったのかお示し願いたいと思

います。

それと、最後のスクリーニングでの 23 か所、この 23 か所について、各委員会ごとですので、23 か所、分かる資料があればお示しいただければお願いします。

議長／山口営業部理事

山口営業部理事／被災した施設、機械の対象団体が、個人と団体がありますので、74 経営体となっております。

実績額で 5,755 万という被害ということになっております。

議長／野口まちづくり部長

野口まちづくり部長／23 か所についてということですが、これについては後で提出させていただきたいと思えます。

議長／14 番 宮本議員

宮本議員／6 ページの武雄市光ファイバー整備補助金ですけれども、これで武雄市の全世帯が光になるということなんですけれども、この意味は、ケーブル網で光が 100%なのか、NTT とかも合わせてなるのか。

それで、ケーブル業者に今回補助する、以前も広げるときに補助はしていないと思うんですけれども、まずは 100%網というのは何を指しているのかということと、今回の補助は特別なのかについてお聞きします。

議長／庭木企画部長

庭木企画部長／おはようございます。

まずケーブルでございますけど、NTT とケーブルテレビの両方での光回線ということになります。

それから、2 点目につきましては、これまでも市内ケーブル事業者さんに対していろいろ光ファイバーケーブル接続の拡大等の依頼もしておりましたけど、今回補助を行う事業者につきましては経営状況や採算性の観点からエリア拡大ができない状況でございました。

それをもちまして事業者からの相談を受けたところ、国の制度が今年度が最後であること、地方自治体が追加で補助する場合は地方創生臨時交付金を充当できるなどの条件を鑑みまし

て市内の高速通信網の整備に資すると(?)話したところでございます。

議長／ほかにございませんね。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第9．第66号議案 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

第66号議案に対する質疑を開始いたします。

ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第10．第67号議案 令和2年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第67号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

日程第11．第68号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。

第68号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 12. 第 69 号議案 令和 2 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 69 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14 番 宮本議員

宮本議員／5 ページのポンプ場建設工事詳細設計業務委託料ということで、まだこれから何か設計してポンプ場を造るというような格好になっていると思うんですけども、一般質問でも統合前提ということで、このポンプ場というのはどこにして、それが統合前に必要なのかお聞きします。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／おはようございます。

委託費の 1,537 万 8,000 円の内訳につきましては、杵島工業用水道から武雄インター工業団地及び武雄工業団地への給水をするための接続工事の設計費でございます。

井手口鉄筋から北方インター入り口までの 340 メーター管の送水管布設工事及び北方インター入り口及び杵藤クリーンセンター付近に受水槽及びポンプ場を建設するための詳細設計工事でございます。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13. 第 70 号議案 令和 2 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 70 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑なしと認めます。

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 14. 第 71 号議案 令和元年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 16. 第 73 号議案 令和元年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの以上 3 議案を一括議題といたします。

第 71 号議案から、第 73 号議案までの以上 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第 71 号議案から第 73 号議案までの以上 3 議案は、8 人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案から第 73 号議案までの以上 3 議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、特別会計等決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、1 番坂口議員、2 番豊村議員、7 番上田議員、11 番松尾陽輔議員、12 番池田議員、14 番宮本議員、15 番松尾初秋議員、18 番牟田議員、の以上 8 名を、特別委員会委員に指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 名を、特別会計等決算審査特別委員会委員に選任する

ことに決しました。

日程第 17. 第 74 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

古賀営業部長

古賀営業部長／第 74 号議案 財産の取得について補足説明をいたします。

追加議案書の 1 ページをお願いいたします。

本議案は、武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

取得の目的は、新工業団地整備事業（袴野地区）用地としての取得でございます。

取得の価格については、3,040 万 8,850 円でございます。

追加議案書 2 ページ目に、資料として取得する財産の一覧を添付しておりますので、御参照ください。

以上、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 74 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第 18. 第 75 号議案 財産の取得についてから、日程第 20. 第 77 号議案 財産の取得についてまでの以上 3 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

牟田教育部長

牟田教育部長／第 75 号議案から第 77 号議案「財産の取得について」一括して補足説明を申し上げます。

議案書その 2、3 ページから 5 ページになります。

本 3 議案は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に該当するため、議会の議決をお願いするものであります。

取得する財産につきましては、市内小中学校で使用する学習用端末等で、納入業者の選定に

当たっては入札参加者資格審査委員会の審査を経て、競争の原理、透明性の確保の観点から、第 75 号議案については条件付き一般競争入札を、第 76 号議案と第 77 号議案については指名競争入札を、それぞれ 9 月 3 日に行い、9 月 9 日に仮契約を締結したものであります。

第 75 号議案は学習用端末の更新、ヘッドセット、WEBカメラとなっております。

今回取得する学習用端末の仕様について、武雄市小中学校学習者用端末導入選定委員会を 8 月 7 日開催をいたしました。

主に OS の選定について協議をなされました。

協議の結果、児童生徒の使いやすさ、これから授業で想定していることが実現できるか、端末管理の負担軽減、運用経費の負担軽減等を考慮し、クロム OS となりました。

これをもとに資料を作成し、条件付き一般競争入札により納入業者の選定を行いました。

第 76 号議案は学習用端末の充電保管庫となっております。

第 77 号議案は電子黒板の更新となっております。

本 3 議案とも納期は議会の議決日の翌日から令和 2 年 12 月 25 日までとなっております。

議案資料 1 ページから 18 ページに仮契約書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、以上で 75 号議案から 77 号議案の補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

第 75 号議案から第 77 号議案までの以上 3 議案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 21、第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第 78 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 13 回）について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業及び北方公民館改修事業など公共施設等個別施設計画に基づく公共施設の整備を行うためのものです。

補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ4億6,454万9,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ326億7,473万7,000円とするものでございます。

第2条では、証明書コンビニ交付システム導入事業などについての繰越明許費をお願いしております。

第3条の地方債の補正では、山内東小学校校舎屋根改修事業及び北方公民館改修事業について追加しております。

予算説明書の(4)ページを御覧ください。

1款議会費では、感染防止を徹底するため、モニターなどの購入費を計上しております。

2款総務費では、ウイルスを死滅させる紫外線殺菌照射装置の購入や市役所窓口の密を軽減するための証明書コンビニ交付システム導入事業に要する経費などを計上しております。

3款民生費では、利用者が清潔で安心して利用できるよう武雄東児童遊園のトイレ改修工事に要する経費などを計上しております。

4款衛生費では、本年4月28日以降に生まれた乳児の保護者への「コロナに負けない親子応援事業」に要する経費などを計上しております。

6款農林業費では、利用者が清潔で安心して利用できるよう大渡農村公園のトイレ手洗い場を自動水栓化する改修工事に要する経費を計上しております。

7款商工費では、店舗等が取り組む新生活様式の導入に要する経費への補助や市内の旅館等への宿泊者に対し、市内観光関連施設で利用できるクーポン券を贈呈する「Go To 武雄キャンペーン事業」に要する経費などを計上しております。

8款土木費では、利用者が清潔で安心して利用できるよう都市公園等のトイレ手洗い場を自動水栓化する改修工事に要する経費を計上しております。

10款教育費では、中学生の文化活動を応援する文化活動発表の場づくり事業や昨年8月の豪雨により被災した北方公民館の改修工事に要する経費などを計上しております。

予算説明書の(3)ページを御覧ください。

歳入につきましては、国庫支出金、公共施設整備基金繰入金及び市債を計上しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第78号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

14番 宮本議員

宮本議員／(4)ページの証明書のコンビニ交付ということで、私自身はよかったと思う

んですけども、当時担当者とのやりとりで費用対効果がないというようなことで言われたんですけども、その辺はどういうふうに整理してあるのかというのをお尋ねしたいと思います。もう一つは、トイレです。

(6) ページのトイレの改修で、よかったなと思うんですけども、これに若木の大楠公園のトイレとか傷んでいる割には載っていないんですけども、あ、載っているんですか。これは便器の取り替えだけなのか、その辺の外観的なものも整備されるのかについてお聞きします。

議長／松尾福祉部長

松尾福祉部長／おはようございます。

(4) ページ、2 款 4 項 1 目の証明書コンビニ交付システム導入業務委託料につきましては、先ほど補足説明ありましたように新型コロナウイルス感染症対策として、来庁者の混雑、密の軽減、そして庁舎の閉庁時である早朝から深夜、朝 6 時から夜 23 時までということでの利用が可能ということで、全国のコンビニ、365 日での交付等の取得が可能になるということで、市民の利便性の向上、そしてマイナンバーカードの普及につながるということで提案をいたしております。

費用対効果ということですが、この費用につきましては当初の導入経費については、この臨時交付金を活用するものです。

その後ですが、ランニングコスト等については年間 540 万円ほどを見込んでおります。ただ、先ほども言いましたように、365 日朝から深夜までの利用が可能と。

数字で比較しますと、職員の年間の平均の年間の額が、平均の報酬額が 750 万、その分の 7 割相当の 540 万と積算しておりますけれども、何度も申しますように、365 日朝から晩までの利用が可能ということで、これは効果的であるというふうに見込んでおります。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／トイレの手洗い場の改修工事の内容についてのお尋ねでございますが、今回トイレの手洗い場改修につきましては、手洗いの蛇口がコロナに対応するために自動水栓ということで手洗い場を改修するものでございます。

議長／20 番 江原議員

江原議員／6 ページのいこいの広場のせせらぎ水路改修工事の 300 万とトイレの改修工事で

すが、どんな工事なのかをお示し願います。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／せせらぎ水路の工事費の内容について御説明いたします。

せせらぎ水路の改修工事につきましては、前回サーマルテント等の購入をさせていただくように予算計上させていただいておりますが、乳待坊キャンプ場につきましては非常に水源を確保するのが難しいということで、湧水を利用した貯水槽の設置工事、また現在北から南のほうにせせらぎ水路、***でつくられておりますせせらぎ水路がございますが、そこに水溜を設置しまして、子供達が水とふれあうスペースをつくるというところでございます。もう一つの手洗い場の改修工事ですが、手洗いの水洗池を交換するものでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／水源確保で貯水槽を設置するわけですか。

ちょっと意味が。

もう一回お願いします。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／乳待坊広場につきましては、湧水が出ている期間は8月中旬ぐらいまでということで、非常に秋口になれば水がないと、せせらぎ水路に流れる水もないという状態でございます。

そこで、雨が降ったときに湧水を確保いたしまして、そのせせらぎ水路に調整的に水を流せるように水源を確保するものでございます。

議長／20番 江原議員

江原議員／自然の摂理だと思うんですけどね。

夏場は雨量は多いと。

でも秋から冬にかけては乾燥し、水量はない、少ないと。

それは自然環境ですので、これ年中水をせせらぎに流すという意味ですか。

そういうふうに聞こえたんですけど。

夏だけ、夏場の間足りない部分をせせらぎ水路として流すわけですか。

私は、逆に言ったらそこまでする必要があるのかなど。
自然に任せて、そこはもう、いじくらないと。
だからこの 300 万という算定はどんな算定なんですか。

議長／高倉環境部長

高倉環境部長／300 万の工事の内容について御説明いたします。

まず、せせらぎ水路の湧水確保といたしまして、止水閘を 4 カ所設置するようにしております。

この概算としまして 50 万程度と見積もっております。

また、貯水槽の設置工事については、約 150 万。

それと公園内の休憩施設の確保ということで、パラボラの設置約 100 万程度を見込んでいますところがございます。

申し遅れました、先ほど議員からの御意見ありましたけど、この水源確保することによって、1 年中せせらぎ水路に水を流すつもりはございません。

必要に応じて水源が不足したとき利用したいというふうを考えております。

議長／宮本議員

宮本議員／先ほどのトイレの改修の件ですけども、高倉部長が答えられたのは、公園課が管理している部分かなというように思うんですけど、観光トイレの観光のほうがどういうふうな外観をきれいにするんですかということを再度お尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／観光公園の部分につきましてはですが、外観等の改修は考えておりません。先ほどと同じような水栓化等の改修を考えております。

議長／質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 22. 第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第 28. 第 85 号議案 令和元年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、以上 7 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山田会計管理者

山田会計管理者／おはようございます。

それでは、私のほうから第 79 号議案から第 85 号議案までの令和元年度の武雄市一般会計及び各特別会計の決算認定について、御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の 1 ページ、2 ページを御覧ください。

令和元年度武雄市歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

総括表の一番下の各会計の合計では、予算現額 513 億 6,835 万円に対しまして、収入済額 488 億 8,487 万 5,086 円、支出済額 472 億 5,675 万 7,456 円で、歳入歳出差引額で 16 億 2,811 万 7,630 円となっております。

2 ページの一番右側の欄に記載しております各会計ごとの歳入歳出差引額では、土地区画整理事業特別会計が、令和元年度をもって事業が完了し、特別会計を廃止したために歳入歳出差引額がゼロで決算を行っているところでございます。

これ以外の会計では、それぞれ歳入歳出差引額がプラスとなっております。

詳細につきましては、3 ページから 34 ページにかけて第 79 号議案から第 85 号議案までの決算書を、35 ページ以降に事項別明細書を、289 ページ以降に実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書を掲載いたしております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊でお届けいたしております。

以上をもちまして、令和元年度の一般会計及び特別会計の決算の概要の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより、質疑を開始いたします。

質疑は、区分して行います。

まず、第 79 号議案 令和元年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

次に、第 80 号議案から第 85 号議案までの以上 6 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第79号議案については、9人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第79号議案については、一般会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま設置されました、一般会計決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、3番猪村議員、5番江口議員、6番吉原議員、9番吉川議員、10番末藤議員、13番石橋議員、17番川原議員、19番杉原議員、20番江原議員以上9名を、特別委員会委員に指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名を、一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、お諮りいたします。

第80号議案から第85号議案までの以上6議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、以上の6議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会、並びに特別会計等決算審査

特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩をいたします。

* 休憩中 *

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

特別委員会における正副委員長の互選結果の報告を受けましたので、御報告をいたします。
一般会計決算審査特別委員会の委員長に3番猪村議員、副委員長に6番吉原議員、特別会計等決算審査特別委員会の委員長に12番池田議員、副委員長に2番豊村議員、以上のとおりでございます。

よろしくお願いたします。

日程第29. 報告第14号 専決処分の報告についてから日程第31. 報告第16号 専決処分の報告についてまでの以上3件を一括議題といたします。

報告第14号から報告第16号までの以上3件に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑なしと認めます。

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第32. 報告第17号 令和元年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／報告第17号 令和元年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明を申し上げます。

これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について、報告するものであります。

議案書その2の7ページを御覧ください。

第1項の令和元年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

「実質赤字比率」につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでありますが、一般会計と土地区画整理事業特別会計をあわせた普通会計においては、

実質赤字額がなかったため、実質赤字比率が算定されておりません。

表記は「横バー」となっております。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準につきましては、その団体の財政規模により算定され、本市の場合は12.93%となっております。

この財政健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、全ての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率につきましては、本市の場合は8.6%で、早期健全化基準25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率につきましては、25.5%で、早期健全化基準350%を下回っております。

第2項の令和元年度武雄市公営企業会計資金不足比率であります。資金不足額が事業規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額がありませんでした。

この資金不足比率が20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計画に基づく経営の健全化を実施することになります。

以上で、報告第17号の補足説明を終わらせていただきます。

議長／報告第17号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第17号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第33、請願第1号 義務教育費国庫負担金制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

12番池田議員

池田議員／こんにちは。

請願第1号義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算にかかわる意見書の採択に関する請願書の紹介議員として、請願についての説明をさせていただきます。

読んでの説明に変えさせていただきます。

学校現場では新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

さて、厳しい財政状況の中、独自財源により人的処置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度においては、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として***改善に向けた財源保障をし、子供達が全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

豊かな子供の学びを保証するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から2021年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう、地方自治法99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

1、教育の機会均等と水準の維持、向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること、以上を請願させていただきます。

議員皆様の御賛同をよろしくお願いします。

議長／請願第1号に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。